

令和5（2023）年度第5回みよし市介護保険運営審議会 次第

日時：令和6（2024）年1月30日（火）

午前10時30分から

場所：みよし市役所3階研修室1，2

1 あいさつ

2 協議事項

(1) みよし市介護保険運営審議会

ア 第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画のパブリックコメント結果について【資料1-1】

イ 第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画について【資料1-2(計画冊子)】、追加【資料1-4】、【資料1-5】

ウ 第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画の答申について【資料1-3】

(2) みよし市地域包括支援センター運営協議会

ア みよし市地域包括支援センター運営方針について【資料2】

追加 新規指定居宅介護支援事業所の選定について【追加資料】

3 その他

みよし市第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画のパブリックコメント結果について

意見募集案件

【案件名】みよし市第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画

【募集期間】令和5(2023)年12月15日(金曜日)から令和6(2024)年1月15日(月曜日)まで

意見募集の結果について

本市では、これまで「第8期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画」に基づき、介護保険および介護予防サービスの充実などに取り組んできました。引き続き、福祉・医療・介護の連携のとれた施策を進めていく必要があり、「地域包括ケアシステム」のさらなる深化に向けて、「第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画」を策定したものです。

今回は、その計画案がまとまりましたので公表し、パブリックコメント制度により市民の皆さんからのご意見を募集しました。その結果、2人から2件のご意見をいただきました。ありがとうございました。

ここに寄せられた2件のご意見について、みよしの考え方を公表いたします。

寄せられた意見とみよしの考え方

	意見の趣旨	市の考え方(対応)
1	<p>新聞で特別養護老人ホームの待機者の記事を見ました。以前ほどではないがまだ待機者がいるといった内容でした。令和22(2040)年には団塊ジュニア世代が65歳以上になり日本の高齢者人口は最大になるとされています。</p> <p>みよしの計画では特別養護老人ホームの入所者の見込みが令和6~8年は横ばい、令和22(2040)年は今の1.5倍ほどとされています。これはどのように見込まれたのでしょうか。もっと多くなっていくのではないのでしょうか。</p>	<p>計画で見込んだ施設の入所者数は、現在の施設の利用者の実際の数に基づき、その利用者の年齢層や性別などの属性を分析した上で、それぞれの属性の人口増加率を掛け合わせることで、将来の施設の利用者数を推計したものです。</p> <p>例えば、現在の施設の利用者が65歳以上の高齢者で、その年齢層の人口増加率がマイナス2%と仮定した場合、将来の施設の利用者数は、現在の利用者数から2%減少すると推計されます。</p> <p>現時点で9期計画期間中の3年間で人口動態に影響が出る大きな社会的要因は見込まれないため、この考え方で算出しています。</p>
2	<p>文と表ばかりで見づらいなと思いました。絵や写真をもっと使ったほうが良いと思います。</p>	<p>ご意見を参考に写真やイラストを増やし、見やすくなるよう工夫しました。</p>

令和6(2024)年 月 日

みよし市長 小 山 祐 様

みよし市介護保険運営審議会
会 長 宮 本 益 治

第9期介護保険事業計画の策定について(答申)

令和5(2023)年7月4日付け5み長第446号で諮問のありましたことについて、
慎重に審議した結果、別添のとおりまとめましたので、答申します。

1 検討の経過

開催日	会議	主な検討事項
令和5(2023)年 1月17日	令和4(2022)年度 第2回みよし市介護 保険運営審議会	・第9期介護保険事業計画の策定について
令和5(2023)年 7月11日	令和5(2023)年度 第1回みよし市介護 保険運営審議会	・第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画の策定について ・みよし市の高齢者施策の現状について ・介護保険事業報告について ・福祉と介護についてのアンケート調査結果報告書
令和5(2023)年 8月29日	令和5(2023)年度 第2回みよし市介護 保険運営審議会	・第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画(案)について
令和5(2023)年 11月14日	令和5(2023)年度 第3回みよし市介護 保険運営審議会	・第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画(案)の パブリックコメントの概要について ・第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画案につ いて
令和5(2023)年 12月12日	令和5(2023)年度 第4回みよし市介護 保険運営審議会	・第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画素案につ いて
令和5(2023)年 12月15日 ～1月15日	パブリックコメント の実施	・第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画案につ いての市民意見の募集
令和6(2024)年 1月30日	令和5(2023)年度 第5回みよし市介護 保険運営審議会	・第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画案につ いて ・第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画案の答申 について

2 計画案の概要

(1) 基本理念「みんなでつくる 笑顔の日々」

自分でできることは自分で行い、互いに助け合えることは助け合い、その上で公的なサービスを利用しながら、住み慣れた地域で健やかに安心して、笑顔あふれる日常生活を送れることを目指す。

(2) 基本目標

- 基本目標1 安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり
- 基本目標2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実
- 基本目標3 介護保険サービスの安定と充実

(3) 計画の体系

基本理念	基本目標	基本項目	具体的な取組
みんなでつくる 笑顔の日々	基本目標 1 安心して生きがいを持って暮らせる体制づくり	1-1 在宅福祉サービスの充実	①見守り体制の充実 ア 高齢者配食サービス事業 イ 高齢者世話付住宅生活援助員派遣等事業 ウ 緊急通報システム事業 ②自立生活への支援 ア 家族介護用品支給事業 イ 高齢者日常生活用具給付事業 ウ 在宅介護者等介護手当支給事業
		1-2 社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや就労支援等の促進	①地域で活躍する機会の提供 ア いきいきクラブ活動の支援事業 イ 老人憩いの家の利用促進 ②高齢者の就労支援 ア シルバー人材センター事業の推進 イ 就労的活動支援事業
		1-3 高齢者の権利擁護と虐待防止の推進	①権利擁護事業 ア 成年後見支援事業 イ 高齢者虐待への対応
		1-4 安心かつ快適に暮らせる環境の整備	①住まいに対する支援 ア 高齢者住宅改修費支給事業 イ 高齢者向け住まいの充実 ②防災対策の充実 ③防犯対策の充実 ④移動支援の充実
	基本目標 2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実	2-1 地域共生社会実現に向けた地域包括ケアシステムの深化 【重点取組 1】	①相談支援体制の充実 ア 地域包括支援センターの運営 イ 地域ケア会議の推進 ウ 重層的支援体制整備事業モデル事業の実施 エ みなよし地域包括支援センターの民営化 オ 家族介護者への支援

基本理念	基本目標	基本項目	具体的な取組
みんなでつくる 笑顔の日々	基本目標2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実	2-2 認知症施策の推進 【重点取組2】	①認知症施策の総合的な推進 ア 認知症初期集中支援チーム イ 認知症地域支援・ケア向上事業 ウ 認知症サポーターキャラバン事業 エ チームオレンジの推進 オ 本人ミーティングの実施 ②行方不明高齢者への支援 ア 認知症高齢者等あんしん補償事業 イ 行方不明高齢者対応事業
	基本目標2 福祉・医療・介護の連携と介護予防の充実	2-3 在宅医療と介護連携の推進 【重点取組3】	①在宅医療・介護連携推進事業 ア 市内全域を担当する在宅医療介護連携推進員の配置 イ みよし市版エンディングノートを活用した人生会議の普及
		2-4 生活支援サービスの充実	①総合支援事業の充実 ア 第1号通所事業 イ 第1号訪問事業 ウ 介護予防ケアマネジメント ②生活支援体制の充実
		2-5 高齢者の健康づくりと介護予防施策の充実【重点取組4】	①通いの場の充実 ア 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 イ 地域リハビリテーション活動支援事業 ウ 地域介護予防活動支援事業
	基本目標3 介護保険サービスの安定と充実	3-1 介護保険制度の適切な運営	①介護保険サービスの質の向上 ア 介護給付適正化事業 イ 介護サービス事業者の質の向上 ②円滑な介護サービスの提供体制の確保 ア 居宅サービス イ 地域密着型サービス ウ 施設サービス
		3-2 介護人材の確保及び育成 【重点取組5】	①介護人材育成支援事業 ②介護従事者への研修の実施

(4) 第9期介護保険料

ア 保険料基準額 月額 4,800 円 ※第8期比 4.3%増

イ 介護給付費準備基金の取崩し額 382,500 千円

ウ 所得段階別の保険料額

所得段階	所得段階の条件	割合※	年額保険料 (月額保険料)
第1段階	生活保護を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人、または世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額 ×0.37 (0.20)	11,520 円 (960 円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額 ×0.60 (0.40)	23,040 円 (1,920 円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える人	基準額 ×0.655 (0.65)	37,440 円 (3,120 円)
第4段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	基準額 ×0.85	48,960 円 (4,080 円)
第5段階	世帯の中に市民税課税の人がいるが、本人が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超える人	基準額 ×1.00	57,600 円 (4,800 円)
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 ×1.20	69,120 円 (5,760 円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額 ×1.30	74,880 円 (6,240 円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額 ×1.50	86,400 円 (7,200 円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	基準額 ×1.70	97,920 円 (8,160 円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	基準額 ×1.90	109,440 円 (9,120 円)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	基準額 ×2.10	120,960 円 (10,080 円)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	基準額 ×2.30	132,480 円 (11,040 円)
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の人	基準額 ×2.40	138,240 円 (11,520 円)

※ 第1段階から第3段階までの保険料については、公費による軽減措置を実施し、()内の保険料率となります。

意見書

みよし市の高齢化率は、令和6（2024）年1月1日現在で18.9%と、全国平均と比較をするといまだ低い状況にあります。しかし、団塊の世代の方々が75歳を迎える令和7（2025）年には19.5%、団塊ジュニア世代の方々が65歳を迎える令和22（2040）年には29.3%に達する見込みであり、今後も高齢化が急速に進むことが見込まれています。

また、一人暮らしの高齢者や、認知症の方、医療と介護の両方を必要とする高齢者も大幅に増加することが見込まれる中で、今後、住み慣れた地域での暮らしを支えていく環境を整えることが重要な課題となります。

こうした本市の現状と課題を的確に捉え、また、将来のさらなる高齢者人口の増加を見据えた介護保険サービス及び高齢者福祉サービスの提供基盤の整備を図っていくことが重要であるとの視点で、第9期高齢者福祉計画兼介護保険事業計画案をとりまとめました。

なお、計画案の検討、とりまとめにあたり本審議会において委員から出された主な意見は、以下のとおりです。

- (1) 後期高齢者の増加により、要介護等認定者数についても中長期的に増加していくことが見込まれるが、本市の場合、要介護認定を受けて在宅で生活する人においては、施設入所ではなく、在宅での生活を継続する意向を有する人が増加している。住み慣れた地域で暮らし続けられる環境整備に向け、在宅医療と介護連携の推進による支援の充実が重要な課題となっている。人生会議についても、高齢者の認知は十分とは言えず、市民へのさらなる啓発が必要である。
- (2) 家族を介護する家庭介護者において、認知症への対応を不安に感じる人が多く、増加傾向となっている。認知症高齢者は、今後も増加が見込まれており、支援の充実が課題となる。認知症基本計画に基づき、施策の強化を図ることが求められており、本市においても今後国や県の動向も踏まえて、さらなる取組が課題となる。
- (3) 本市においては、介護職員やケアマネジャーの不足が深刻化してきている。現在も要介護等認定者が増加傾向にあり、今後も不足が続くことが見込まれている。これら介護従事者の人材の確保のための思い切った支援が必要である。
- (4) 本市の介護保険料は、これまで全国的に見ても低い基準にあったが、今後高齢化がさらに進むことが見込まれており、必然的に上昇していくことが見込まれる。高齢者の受け皿となる施設の整備も検討していかなければならないため、基金の取り崩し等、介護保険制度の計画的な運営をしていかなければならない。

(3) 施設サービス

施設サービスは、基本的に要介護3以上の人を対象に、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の3種の施設において提供されています。

なお、施設サービスについては、対応すべき供給の逼迫や待機者の増加という状況が本市においては見られないことから、本計画期間中における新規整備は行わないこととします。ただし、令和22(2040)年度に向けて利用者の増加が見込まれているため、今後の施設の整備について検討していきます。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人福祉施設	人/月	139	145	148	148	148	148	229

②介護老人保健施設

要介護者に対して、施設サービス計画に基づき、日常生活の世話、医学的管理下での介護、機能訓練などを行います。

		第8期計画実績値			第9期計画見込量			令和22年度見込量
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護老人保健施設	人/月	66	67	64	64	64	64	104

第9期の介護保険料について

R6(2024).1.30 第5回介護保険運営審議会資料

資料1-5

(国発表前時点)第9期 13段階				
基金取崩し 3億6千万円				
所得段階	保険者数 見込(年間)	対象者	保険料率	保険料年額 (保険料月額)
第1段階	1,083人	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人、または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.2	11,520円 (960円)
第2段階	766人	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額× 0.4	23,040円 (1,920円)
第3段階	659人	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階以外の人	基準額× 0.7	40,320円 (3,360円)
第4段階	1,469人	世帯内に市民税の課税者があり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.85	48,960円 (4,080円)
第5段階	1,884人	世帯内に市民税の課税者がいる人(第4段階以外の人)	基準額× 1.00	57,600円 (4,800円)
第6段階	1,488人	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額× 1.20	69,120円 (5,760円)
第7段階	2,037人	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.30	74,880円 (6,240円)
第8段階	1,209人	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.50	86,400円 (7,200円)
第9段階	383人	前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	基準額× 1.70	97,920円 (8,160円)
第10段階	209人	前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	基準額× 1.90	109,440円 (9,120円)
第11段階	125人	前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	基準額× 2.10	120,960円 (10,080円)
第12段階	114人	前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	基準額× 2.30	132,480円 (11,040円)
第13段階	343人	前年の合計所得金額が680万円以上の人	基準額× 2.40	138,240円 (11,520円)

(国案)第9期 13段階					
基金取崩し 3億円					
所得段階	保険者数 見込(年間)	対象者	保険料率	保険料年額 (保険料月額)	年差額 (月差額)
第1段階	1,083人	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人、または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.285	16,416円 (1,368円)	4,896円 (408円)
第2段階	766人	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額× 0.485	27,936円 (2,328円)	4,896円 (408円)
第3段階	659人	世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階以外の人	基準額× 0.685	39,456円 (3,288円)	-864円 (-72円)
第4段階	1,469人	世帯内に市民税の課税者があり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.9	51,840円 (4,320円)	2,880円 (240円)
第5段階	1,884人	世帯内に市民税の課税者がいる人(第4段階以外の人)	基準額× 1.00	57,600円 (4,800円) 0.0%増	0円 (0円)
第6段階	1,488人	前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額× 1.20	69,120円 (5,760円)	0円 (0円)
第7段階	2,037人	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.30	74,880円 (6,240円)	0円 (0円)
第8段階	1,209人	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.50	86,400円 (7,200円)	0円 (0円)
第9段階	383人	前年の合計所得金額が320万円以上410万円未満の人	基準額× 1.70	97,920円 (8,160円)	0円 (0円)
第10段階	209人	前年の合計所得金額が410万円以上500万円未満の人	基準額× 1.90	109,440円 (9,120円)	0円 (0円)
第11段階	125人	前年の合計所得金額が500万円以上590万円未満の人	基準額× 2.10	120,960円 (10,080円)	0円 (0円)
第12段階	114人	前年の合計所得金額が590万円以上680万円未満の人	基準額× 2.30	132,480円 (11,040円)	0円 (0円)
第13段階	343人	前年の合計所得金額が680万円以上の人	基準額× 2.40	138,240円 (11,520円)	0円 (0円)

		第8期 (参考)		第9期 13段階		(案1)第9期 13段階 基金取崩し 3億8千万円			(案2)第9期 13段階 基金取崩し 4億3千万円			(案3)第9期 13段階 基金取崩し 3億9千万円			
所得段階	対象者	保険料率	保険料年額 (保険料月額)	所得段階	保険者 見込	保険料率	保険料年額 (保険料月額)	年差額 (月差額)	保険料率	保険料年額 (保険料月額)	年差額 (月差額)	保険料率	保険料年額 (保険料月額)	年差額 (月差額)	
第1段階	本人が 市民税非 課税	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人、または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.2	11,040円 (920円)	第1段階	1,083人	基準額× 0.2	11,520円 (960円)	480円 (40円)	基準額× 0.175	10,080円 (840円)	-960円 (-80円)	基準額× 0.175	10,296円 (858円)	-744円 (-62円)
第2段階		世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額× 0.4	22,080円 (1,840円)	第2段階	766人	基準額× 0.4	23,040円 (1,920円)	960円 (80円)	基準額× 0.3	17,280円 (1,440円)	-4,800円 (-400円)	基準額× 0.3	17,640円 (1,470円)	-4,440円 (-370円)
第3段階		世帯全員が市民税非課税で、第1、第2段階以外の人	基準額× 0.7	38,640円 (3,220円)	第3段階	659人	基準額× 0.65	37,440円 (3,120円)	-1,200円 (-100円)	基準額× 0.5	28,800円 (2,400円)	-9,840円 (-820円)	基準額× 0.5	29,400円 (2,450円)	-9,240円 (-770円)
第4段階		世帯内に市民税の課税者があり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額× 0.85	46,920円 (3,910円)	第4段階	1,469人	基準額× 0.85	48,960円 (4,080円)	2,040円 (170円)	基準額× 0.8	46,080円 (3,840円)	-840円 (-70円)	基準額× 0.8	47,040円 (3,920円)	120円 (10円)
第5段階		世帯内に市民税の課税者がいる人(第4段階以外の人)	基準額× 1.00	55,200円 (4,600円)	第5段階	1,884人	基準額× 1.00	57,600円 (4,800円) 4.3%増	2,400円 (200円)	基準額× 1.00	57,600円 (4,800円) 4.3%増	2,400円 (200円)	基準額× 1.00	58,800円 (4,900円) 6.5%増	3,600円 (300円)
第6段階		前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額× 1.10	60,720円 (5,060円)	第6段階	1,488人	基準額× 1.20	69,120円 (5,760円)	8,400円 (700円)	基準額× 1.20	69,120円 (5,760円)	8,400円 (700円)	基準額× 1.20	70,560円 (5,880円)	9,840円 (820円)
第7段階		前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額× 1.30	71,760円 (5,980円)	第7段階	2,037人	基準額× 1.30	74,880円 (6,240円)	3,120円 (260円)	基準額× 1.30	74,880円 (6,240円)	3,120円 (260円)	基準額× 1.30	76,440円 (6,370円)	4,680円 (390円)
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.50	82,800円 (6,900円)	第8段階	1,209人	基準額× 1.50	86,400円 (7,200円)	3,600円 (300円)	基準額× 1.50	86,400円 (7,200円)	3,600円 (300円)	基準額× 1.50	88,200円 (7,350円)	5,400円 (450円)
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額× 1.70	93,840円 (7,820円)	第9段階	383人	基準額× 1.70	97,920円 (8,160円)	4,080円 (340円)	基準額× 1.70	97,920円 (8,160円)	4,080円 (340円)	基準額× 1.70	99,960円 (8,330円)	6,120円 (510円)
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の人	基準額× 1.90	104,880円 (8,740円)	第10段階	209人	基準額× 1.90	109,440円 (9,120円)	4,560円 (380円)	基準額× 1.90	109,440円 (9,120円)	4,560円 (380円)	基準額× 1.90	111,720円 (9,310円)	6,840円 (570円)
第11段階		前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額× 2.00	110,400円 (9,200円)	第11段階	125人	基準額× 2.10	120,960円 (10,080円)	10,560円 (880円)	基準額× 2.10	120,960円 (10,080円)	10,560円 (880円)	基準額× 2.10	123,480円 (10,290円)	13,080円 (1,090円)
第12段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額× 2.10	115,920円 (9,660円)	第12段階	114人	基準額× 2.30	132,480円 (11,040円)	16,560円 (1,380円)	基準額× 2.30	132,480円 (11,040円)	16,560円 (1,380円)	基準額× 2.30	135,240円 (11,270円)	19,320円 (1,610円)
第13段階		前年の合計所得金額が1,500万円以上の人	基準額× 2.20	121,440円 (10,120円)	第13段階	343人	基準額× 2.40	138,240円 (11,520円)	16,800円 (1,400円)	基準額× 2.40	138,240円 (11,520円)	16,800円 (1,400円)	基準額× 2.40	141,120円 (11,760円)	19,680円 (1,640円)